

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための 施設整備事業に係る活用意向調査要領

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図り、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

県が設定する支援区域において、医師の勤務・生活環境改善のための施設整備に対する支援を行います。

(1) 対象

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）

(2) 支援区域

① 高梁・新見保健医療圏及び真庭保健医療圏

（高梁市、新見市、真庭市、新庄村）

② 医師偏在指標が全国平均を下回る津山・英田保健医療圏

（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

（注）事業については、予算の範囲内で、①～②の順に優先的に実施します。

(3) 対象事業

対象経費	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室・医局 ・更衣室・浴室 等 ※住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。	1 / 2

3 補助対象者

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

4 補助対象経費及び補助率

補助対象	1㎡当たり単価	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室・医局・更衣室・浴室等 ※住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。 次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80㎡	鉄筋コンクリート : 558,000円 ブ ロ ッ ク : 444,000円 木 造 : 362,000円	1/2

5 要望書類の提出

(1) 提出書類

様式1 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 総括計画表

様式2 施設整備事業費内訳書

様式3 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 実施計画

(2) 提出期限

令和8年4月22日(水) 15時

(3) 問い合わせ先・書類提出先(電子メール)

※件名を「医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業」としてください。

岡山県保健医療部医療政策課 重点医師偏在対策支援区域支援事業担当

iryo@pref.okayama.lg.jp

6 留意事項

- 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、御提出いただいた事業計画に記載された要望額の全額、または一部を交付できない場合がございます。
- 本事業は岡山県地域医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。本事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されま

すので、御同意いただいた上で必要書類を提出してください。

- 本事業は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となります。国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくこととなりますので、御承知おきください。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間での財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。